

確認票①（表面）

1. 入所申込みにあたっての確認事項

R7.10～

※確認欄にチェックの上、裏面(2枚目)の署名欄に署名をお願いいたします。

申請について	確認欄
「保育利用のご案内」を読み、内容についてご理解いただきましたか。	確認しました ☐
申込内容が事実と異なる場合は、入園の内定や決定を取消すことがあります。	確認しました ☐
申込内容が変更になった場合には、必ずご連絡ください。 なお、内定・入所後に、勤務状況の変更や出産等で家庭状況に変更等があった場合は、内定取消または退園となることがあります。	確認しました ☐
慣らし(慣れ)保育の期間、延長保育、延長保育料等、保育の特色は各園によって異なります。 希望園の選択は見学に行く等事前に情報を収集してください。 特に、私立園については、必ず見学やお問い合わせなどにより説明を受けてください。	確認しました ☐
書類の提出および選考について	
選考は締切日までに提出された書類によって行われます。 書類不備の場合は審査の対象になりません。締切後に提出された書類は、次の調整に反映します。	確認しました ☐
原則として、入園希望月の保育の必要性の状況を基に調整を行います。	確認しました ☐
証明書類の記載に整合性がない場合や、不明な点がある場合には事業主に問合せをすることがあります。 また、必要に応じて、職員が職場等に訪問し、就労状況をお聞きすることがあります。	確認しました ☐
延長保育料や保育施設への委託料を決定するために資料(課税証明書等)の提出が必要な場合、区から連絡をいたしますので速やかに提出してください。	確認しました ☐
内定後について	
内定後に受けていただく面接、健康診断等の結果により、内定が取り消されることがあります。 また、入所月前月の末日までに面接、健康診断を受けられない場合は、内定取り消しとなります。	確認しました ☐
面接、健康診断の結果、集団保育にあたり配慮を要すると判断した場合、保育時間はお子さまの発達過程や障害の状態、受け入れ先保育所等の状況を踏まえながら決定します。	確認しました ☐
入園月に一度も園に通園しない(できない)場合は、事実が判明した時点で内定取り消し、または退園となります。	確認しました ☐
お子さまをお預かりする時間は、保護者の勤務時間、通勤時間を合わせた最低限の時間となります。買い物や保護者の食事、夕食の準備等は含まれません。また、お預かりできるのは、「就労証明書」等に記載された勤務等のある日のみです。冠婚葬祭、きょうだいの学校の行事等、その他の理由のときは基本的にお預かりできません。	確認しました ☐
保育時間の認定は勤務時間等により認定されます。勤務時間が短いなどの理由で短時間保育時間に認定された方は、標準保育時間を希望することができません。	確認しました ☐
実際の預かり時間は、認定された保育必要量の範囲内で、各保育園が決定します。	確認しました ☐
在園中に第2子等の出産により育児休業を取得した場合、その期間中は原則保育短時間認定となります。(認定の変更申請をしていただきます。)	確認しました ☐
就労を理由に申込をされる方のうち、入園月が産休中、あるいは産後8週にあたる場合で、入園月中の復帰が無い場合は、内定取消または退園となります。申込時点または内定までに妊娠が判明した場合には必ず申し出てください。	確認しました ☐
延長保育は利用定員が決まっているため、必ず利用できる制度ではありません。	確認しました ☐
育児休業から復帰予定の方は、こちらもチェックしてください。	
育児休業で職場に復帰予定の場合、入園した月の間に同じ職場(派遣社員等であれば、同一事業所)に復帰していただくことが条件となります。職場復帰後には「産休・育休復帰確認書」を職場で記入し、提出していただきます。 「産休・育休復帰確認書」が提出できない、その月の間に復帰できない(派遣社員等であれば、派遣元が変更になった場合や派遣先が見つからない場合)、復帰時の所定労働日数・所定労働時間が申請時より少なくなっている場合(育児短時間勤務制度の利用による勤務時間の短縮を除く)、または復帰していないことが判明した場合は、入園の内定や決定の取消し、または退園となります。	確認しました ☐
就労証明書に記載の育児休業の取得期間終了前であっても、保育所の入所が内定した場合に育児休業を短縮することが可能であれば、育児休業の復帰予定日より前の月を保育所入所希望月として申請できます。	確認しました ☐
就労証明書に記載の育児休業の取得期間終了後であっても、申請者(保護者)から保育状況変更の申告がない限り、育児休業を延長し、育児休業中であるとみなします。保育状況に変更があった場合は、入所月の申請締切日までに申告をしてください。保育状況が変更したにもかかわらず、申告がない場合、入園の内定や決定の取消し、または退園となります。また、保育所入所の内定があった場合には、保育所入所月内に職場復帰することが条件になります。	確認しました ☐

※裏面もご記入ください。

確認票① (裏面)

※確認欄にチェックの上、下記の署名欄に署名をお願いいたします。

確認欄

転園を希望する方は、こちらをチェックしてください。

転園申込の場合、転園が内定すると、それまで在籍していた保育園は月末で退園となります。待機者の入園を同時に内定するため、内定を辞退しても元の園に戻ることは絶対に出来ません。

確認しました ☐

「就労証明書」の実績が3か月に満たない方は、こちらもチェックしてください。

就労しているが勤務実績が3か月に満たない場合は、入所後4か月目に3か月間の勤務実績が入った「就労証明書」を再度提出していただきます。

確認しました ☐

直近で転職し、新しい職場での実績が不足している場合、前職の退職日から1か月以内での転職であれば、前職の実績と合わせて指数を算出することができます。該当する場合は、新しい職場・前職それぞれの「就労証明書」を提出してください。(提出がない場合は基本指数が<その他の就労>)となります。)なお、前職の「就労証明書」は退職した月を含む直近3か月の就労実績が入ったものをご提出ください。

確認しました ☐

発行日が採用年月日より前の日付の「就労証明書」は、勤務予定の扱いとし、「求職活動」で認定します。（基本指数は、採用予定月の審査より＜就労内定＞となります。転職を予定している場合も同様です。）就労を開始された場合には採用日以降に認定の変更申請を改めて提出してください。（基本指数が＜その他の就労＞となります。）

確認しました ☐

「東上野乳児保育園」、「康保会乳児保育所」、「地域型保育事業」、「ミアヘルサ保育園ひびき浅草」を希望する方は、
こちらもチェックしてください。

「東上野乳児保育園」、「康保会乳児保育所」、「地域型保育事業」は、2歳児クラスまで、「ミアヘルサ保育園ひびき浅草」は、3歳児クラスまでです。それ以降、保育園の入園を希望する場合は、新たに申請が必要となり、その時点での入所基準に基づき審査します。そのため、継続した認可保育園への入所が確約されるものではありません。

確認しました ☐

卒園児が別の保育園へ入所した際に、下の子の出産により育休中の方は、下の子が 2 歳になる年の年度末までであれば、育休中のままその保育園へ通わせることができます。その期間内に職場へ復帰できない、または復帰していないことが判明した場合は、退園となります。なお職場復帰後には「産休・育休復帰確認書」を職場で記入し、提出していただきます（「産休・育休復帰確認書」が提出できない場合も退園となります。）。

確認しました ☐

「こども園」を希望する方は、こちらをチェックしてください。

こども園の「園児募集案内」を読み、内容についてご理解いただきましたか。

確認しました ☐

こども園は、一貫した教育・保育計画を基に、教育・保育を行っていく保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。3歳児からは、短時間児と長時間児が9時から14時までの時間帯に、同じクラスで幼児教育を行います。

確認しました ☐

こども園では、PTA等に入会していただくため、会費が必要になります。また、3歳児クラス進級時に園帽子・園バッグ等を購入していただきます。

確認しました ☐

☆石浜橋場こども園入園希望者の方のみお答えください。

石浜橋場こども園では、3～5歳児クラスは台東区に在住していることが条件となりますので、区外に転出した場合は退園となります。（その他のこども園については、他の認可保育園と同様です）。また、3歳児以上のクラスで教材費や遠足にかかる経費等を負担していただきます。

確認しました ☐

☆ことぶきこども園・たいとうこども園入園希望者の方のみお答えください。

ことぶきこども園・たいとうこども園では、教材費や遠足にかかる経費等を負担していただきます。

確認しました ☐

「蔵前らる小規模保育園」を希望する方は、こちらをチェックしてください。

「歳前る小規模保育園」の開設期間は令和 8 年 3 月 31 日までとなります。それ以降、保育園の入園を希望する場合は、新たに申請が必要となり、その時点での入所基準に基づき審査します。そのため、継続した認可保育園への入所が確約されるものではありません。

確認しました ☐

※2 人以上同時にきょうだいで申し込む場合は、「確認票②」にも記入をお願いいたします。

2. 空き待ちについての確認

入園希望日以降、入園の空き待ちをする場合(入園が決まらない場合)、お子さまの保育はどのようにしますか。

- ☐ 保護者が入園するまで保育する。
- ☐ 育児休業を延長し、保護者が保育する。
- ☐ 一時保育・いっとき保育・ファミリーサポートを利用する。
- ☐ (祖父 ・ 祖母 ・ 親戚 ・ 知人等) に預ける。
- ☐ () の職場に連れて行く。

- ☐ ひきつづき、現在利用している施設に預ける。
 【預託先： 】
☐ 認証保育所・認可外保育所に預ける予定・申込中。
 【施設名： 】
☐ その他()

保育所入所申込にあたり、本確認票内の事項について、確認しました。

令和 年 月 日 保護者氏名